

町田市手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)6月4日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市手数料条例の一部を改正する条例

町田市手数料条例（平成12年1月町田市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
名称	金額	名称	金額
略	略	略	略
4 1 の 2 建築基準法第48条第16項第1号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	1件につき 87,000円	4 1 の 2 建築基準法第48条第16項第1号の規定に基づく用途地域における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	1件につき 87,000円
4 1 の 3 建築基準法第48条第16項第2号(同法第88条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき 92,000円	4 1 の 3 建築基準法第48条第16項第2号の規定に基づく用途地域における建築の特例許可申請手数料	1件につき 92,000円
略	略	略	略
1 1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合	1 1 4 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適	1件につき 次のア及びイに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額 ア 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)による場合 当該住

<p>合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p><u>イ モデル住宅法（省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。）による場合</u></p> <p>当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 200平方メートル未満のもの 17,700円</p> <p>(2) 200平方メートル以上のもの 19,100円</p> <p><u>ウ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。115の項及び備考において同じ。）による場合</u> 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) ・ (2) 略</p>	<p>合している旨の認定申請手数料（適合性が確認されている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅であるとき。）</p>	<p>宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) ・ (2) 略</p> <p><u>イ 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。115の項において同じ。）による場合</u> 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) ・ (2) 略</p>
<p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認され</p>	<p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア 住宅部分について性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)(i)若しくは(ii)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。備考において同じ。）による場合</u> 当該</p>	<p>115 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料（適合性が確認さ</p>	<p>1件につき 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる額</p> <p><u>ア 住宅部分について性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)又は同項第3号に定める基準をいう。）による場合</u> 当該部分の床面積の合計に応じ、次に掲げ</p>

<p>ている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>部分の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>イ <u>住宅部分についてフロア入力法</u> (<u>省令第1条第1項第2号イ(2)</u> (<u>ii</u>)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。備考において同じ。)による場合 当該住宅の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) <u>300平方メートル未満のもの</u> <u>33,100円</u></p> <p>(2) <u>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>58,000円</u></p> <p>(3) <u>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> <u>104,000円</u></p> <p>(4) <u>5,000平方メートル以上のもの</u> <u>157,000円</u></p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p> <p>オ 略</p>
略	略

備考

- 1 92の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

<p>れている場合以外の場合において、当該建築物が一戸建て住宅以外のものであるとき。)</p>	<p>る額</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>イ 略</p> <p>ウ 略</p> <p>エ 略</p>
略	略

備考

- 1 92の項から103の項までに掲げる低炭素建築物新築等計画認定申請手数料又は低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料

について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分若しくは非住宅の部分が存在しない場合又は共用廊下等を除く場合は、当該部分の額は加算しない。

2～4 略

5 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の他の建築物（同項に規定する他の建築物をいう。以下同じ。）における建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行う場合の手数料の額は、103の2の項の規定により算出した額とする。

6 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る他の建築物における建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料について、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び当該他の建築物における建築物エネルギー消費性能適合性判定を同様の評価の方法により行った場合の手数料の額は、103の4の項の規定により算出した額とする。

7 略

8 略

9 略

について、共同住宅等の一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住戸の部分の額に共用廊下等の部分及び非住宅の部分の額を加算した額とする。ただし、共用廊下等の部分又は非住宅の部分が存在しない場合は、当該部分の額は加算しない。

2～4 略

5 略

6 略

7 略

10 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の104の項から107の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、申請建築物（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する申請建築物をいう。）の部分に係る額及び他の建築物の部分に係る額を合算した額とする。

11 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合の108の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、当該建築物エネルギー消費性能向上計画の変更を行う建築物の部分に係る額を合算した額とする。ただし、当該変更において、他の建築物として建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合の当該他の建築物の部分に係る額は、104の項から107の項までの規定により算出した額とする。

12 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「向上計画認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

13 向上計画認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

8 104の項から111の項までに掲げる建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料（以下「認定申請手数料等」という。）について、一の建築物の申請の場合における手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

9 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時に行う場合における手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

1 4 向上計画認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 5 向上計画認定申請手数料等又は1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

1 6 1 1 5の項に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(仕様基準による場合に限る。)について、共同住宅の一の建築物の申請の場合の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

1 7 略

1 8 略

1 9 略

1 0 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合における手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

1 1 略

1 2 略

1 3 略

附 則

この条例は、令和2年7月1日から施行する。